

かながわ食の安全・安心の確保の
推進に関する指針

平成22年3月

(平成23年1月一部変更)

神奈川県

指針の策定にあたって



「食」は、私たちが生きていく上で欠かせないものであり、日常生活を支える基本となるものです。食品の安全性が確保され、安心な食生活を送ることは、県民共通の願いとなっています。

900万県民が暮らす神奈川県は、首都圏に位置する大消費地であるとともに、温暖な気候や海・山・川などの豊かな自然に恵まれた、農林水産物の生産地です。さらに、横浜港・川崎港という全国有数の貿易港を有する食品輸入の拠点でもあります。

このような特色を持つ本県において、食の安全・安心の確保を推進するには、農林水産物の生産者や、食品の製造・加工・調理事業者という、食品の安全性に直接かかわる事業者の皆さんはもとより、食品を消費する県民の皆さんにもご協力いただき、連携して取り組んでいくことが必要となります。

そこで県では、こうした基本理念の下、食の安全・安心の確保を推進するための基本となる事項や、具体的で実効性のある神奈川らしい取り組みを規定した「神奈川県食の安全・安心の確保推進条例」を平成21年7月に制定しました。

本指針は、この条例に基づき、食の安全・安心の確保の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、中期的な目標や施策の方向をお示しするものであり、事業者の皆さんや県民の皆さんが積極的に取り組んでいただくための施策も盛り込んでいます。

今後、この指針に基づく施策を着実に実行し、さらなる食品の安全性の確保と、県民の皆さんの食品や食品事業者の皆さんに対する信頼の向上に全力で取り組んでまいりますので、より一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成22年3月

神奈川県知事 松 沢 成 文

目次

これまでの県の取組み	1
指針の位置づけ	1
指針策定の趣旨	2
1 条例及び既存法令に基づく施策との関係	2
2 施策の方向	3
施策の方向に沿った取組み	4
生産から販売に至る各段階における助言・指導等の推進	
生産段階	
1 生産者等における自主管理の促進	4
2 生産者等に対する指導等の実施	5
3 遺伝子組換え作物との交雑の防止等	6
製造・輸入・調理・販売段階	
4 食品営業者等における自主管理の促進	7
5 食品営業者等に対する監視指導等の実施	8
6 適正な食品表示の推進	9
リスクコミュニケーションの推進	
7 情報の共有化の推進	10
8 関係者による意見交換の促進	11
重点的取組み	12
1 輸入食品の安全性確保を推進する取組み	12
2 食品等の自主回収情報の提供を推進する取組み	13
3 情報の共有化と意見交換を推進する取組み	14
施策の推進体制	15
1 庁内の連携体制	15
2 関係機関等との連携	15
3 神奈川県食の安全・安心審議会の役割	16
4 県民意見の反映	17
5 他の計画との関係	17
参考資料	
用語集	18

これまでの県の取組み

本県では、平成 15 年 5 月に制定された食品安全基本法の基本理念にのっとり、同年 11 月、生産地の側面と大量消費地の側面をあわせ持つ本県の特徴をふまえ、生産から消費に至る食の安全・安心の確保に関する施策を総合的に推進するため、「神奈川県食の安全・安心推進会議」（以下「推進会議」という。）を設置し、この推進会議において、食の安全・安心の確保に関する基本理念、基本方針及び事業計画を取りまとめ、毎年度「かながわ食の安全・安心の取組み」として策定し、施策を推進してまいりました。

しかしながら、近年、中国産冷凍餃子を原因とする薬物中毒事案、後を絶たない食品表示偽装等、様々な問題の発生によって、食品や食品関連事業者に対する県民の皆さんの信頼が大きく損なわれる事態となりました。平成 20 年 6 月に県が実施した「かながわ食の安全・安心モニター」のアンケートでも、97%以上のモニターが、食品に対して何らかの不安を感じると回答し、食品の安全性への信頼が大きく失われていることが明らかになり、度重なる問題発生によって失われた食の安全・安心への信頼回復が急務となりました。

そこで、本県では、食の安全・安心の確保に向けた県の方針をより明確にし、それを実現する具体的で実効性のある仕組みづくりが必要と考え、平成 21 年 7 月、「神奈川県食の安全・安心の確保推進条例」（以下「条例」という。）を制定しました。

指針の位置づけ

「かながわ食の安全・安心の確保の推進に関する指針」（以下「指針」という。）は、条例第 8 条に基づき、食の安全・安心の確保の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、県が取り組む中期的な目標及び施策の方向を県民の皆さんにお示しするものです。

中期的な目標については、今後 3 年間で重点的に取り組む「重点的取組み」の項において「取組目標」を掲げ、事業の着実な推進を図ります。

指針は、食の安全・安心を取り巻く社会情勢の変化に的確に対応しながら、中期的な視野に立った県の施策の方向について示す必要があることから、この指針の期間を 3 か年度(平成 22 年度～平成 24 年度)とします。

食品の安全性に関する大幅な制度の改正や、社会情勢の変化などで期間内に変更の必要性が生じた場合には、所要の見直しを行うものとし、変更した場合には遅滞なくこれを公表します。

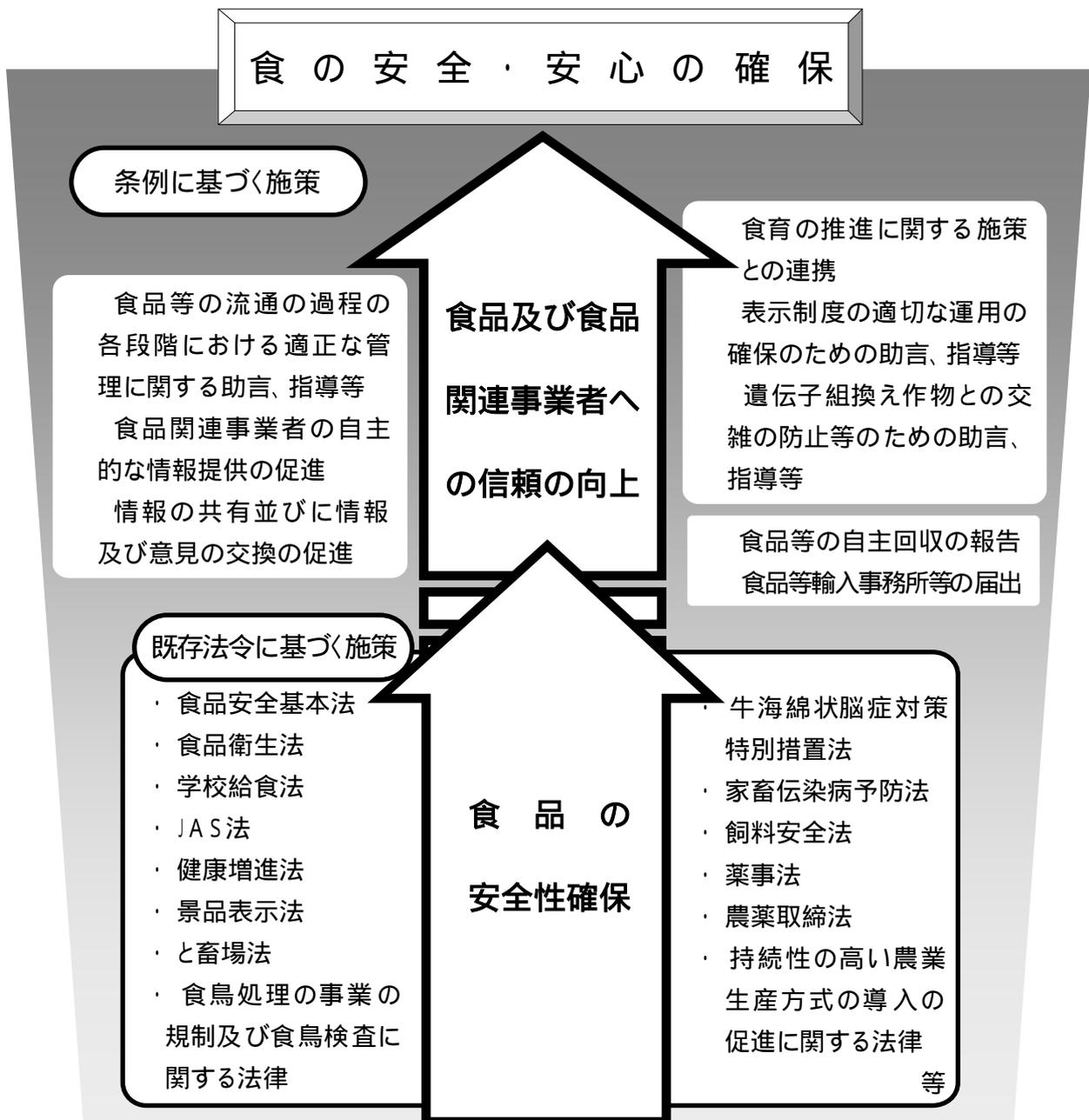
また、本指針に基づく施策を着実に進めていくため、食の安全・安心の確保の推進に関する施策を単年度の計画として示した「食の安全・安心行動計画」を策定し、年度毎に実施結果を検証することによって計画的な進行管理を図ります。

指針策定の趣旨

1 条例及び既存法令に基づく施策との関係

指針には、条例で推進する施策と、食品衛生法などの既存法令に基づくこれまでの施策を盛り込み、これらを併せて実施していくことによって、さらなる食品の安全性確保を図り、県民の皆さんの食品や食品関連事業者に対する信頼の向上に寄与します。

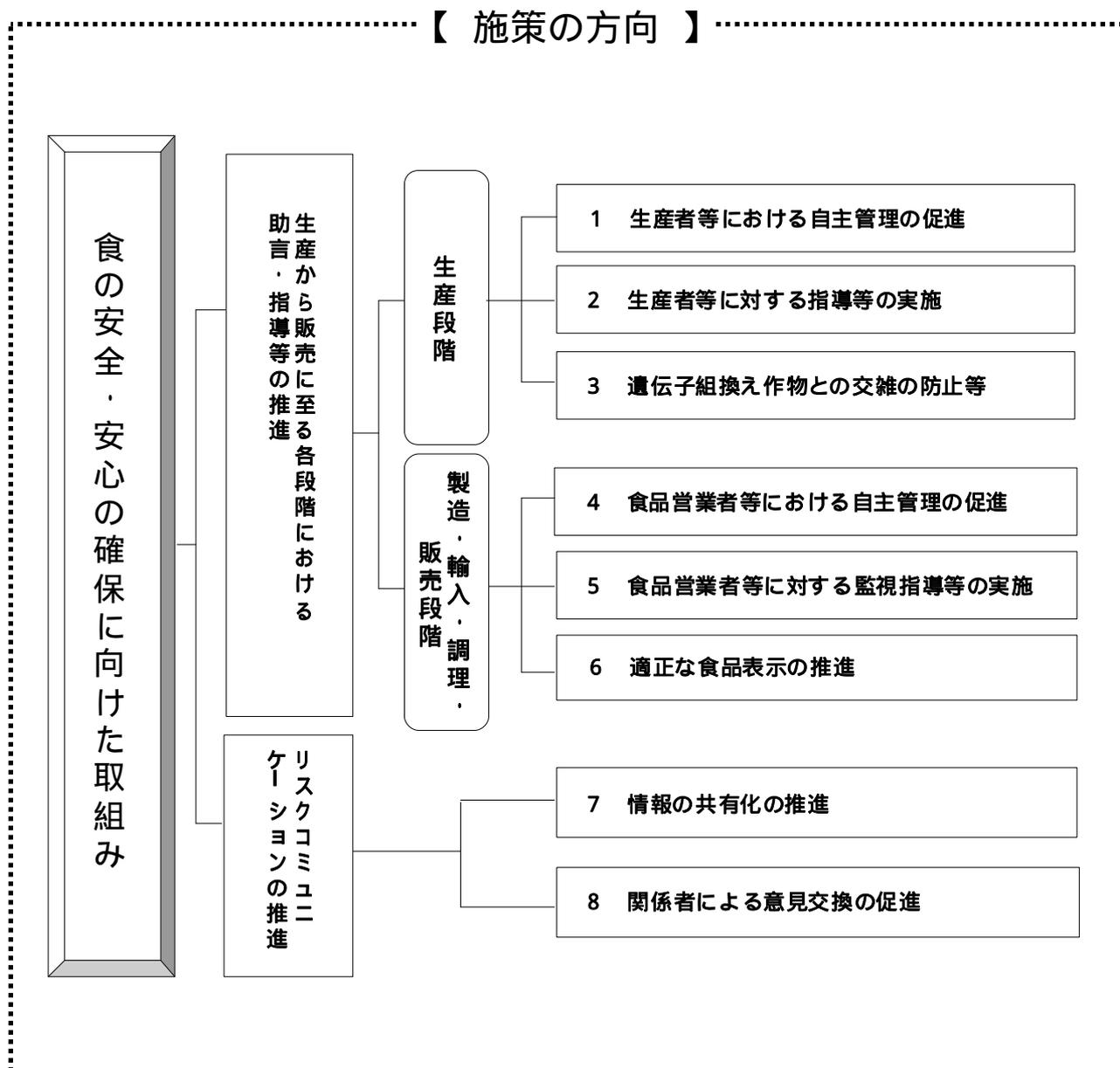
【 条例に基づく施策と既存法令に基づく施策との関係イメージ図 】



2 施策の方向

指針では、県が取り組む施策の方向を次のとおり整理し、これに基づき総合的かつ計画的に食の安全・安心の確保に向けた取組みを推進します。

- ・ 条例における基本理念を踏まえ、「生産から販売に至る各段階における助言・指導等の推進」及び「リスクコミュニケーションの推進」を、大きな2つの柱とし、これを達成していくために必要な8つの施策を掲げます。
- ・ 8つの施策ごとに取組みの内容を定め、これを実行していくことによって、施策の着実な推進を図ります。



施策の方向に沿った取組み

生産から販売に至る各段階における助言・指導等の推進

食品は、生産、製造、加工、販売といった様々な段階を経て皆さんの食卓に上がります。食の安全・安心の確保は、これらの一連の流通の過程の各段階において、必要な措置が適切に講じられることにより、行われなければなりません。

そこで、食の安全・安心の確保に一義的な責任がある食品関連事業者が、自ら扱う食品等の安全性や品質・情報などについて自主的な管理を促進するとともに、必要な助言や指導等を実施し、食の安全・安心の確保を推進します。

生産段階

1 生産者等における自主管理の促進

農業者、畜産農家、漁業者等に対し、自らが生産する農林水産物の安全性、品質確保等に関する技術の普及を図り、生産者等の自主的な取組みを促進します。

取組内容

- (1) 農業の持つ物質循環機能を活かし、化学合成農薬や化学肥料の使用等に伴う環境負荷を低減し、農産物の安全性に配慮した持続可能な農業(人と環境にやさしい農業)を推進するとともに、農産物の栽培管理等が適正に実施されるよう、農業者が自ら実施する適正管理の取組み(農業生産工程管理手法(GAP)の導入)を促進するため、GAP 指導者を育成して周知を図り、自主的な取組みを支援します。
- (2) 畜産農家に対し、家畜の飼養衛生管理、生産履歴情報の記録などについて、技術的な助言・啓発を行い、意識の向上を図ります。
- (3) 漁業者や魚市場関係者等に対し、水産物の鮮度保持、加工施設における衛生管理などについて技術的な助言を行い、漁業者、魚市場関係者等の意識の向上を図ります。



ギャップ GAPとは?

GAP(農業生産工程管理)とは、農産物の安全確保、環境保全、農産物の品質向上、労働安全の確保などを目的に、農業者自らが次のように行う管理手法です。



- 農作業の点検項目を決める
- それに従い農作業を行い、記録する
- 記録を点検・評価し、改善点を見出す
- それを次回の作付けに活かす



GAPは、Good(より良い) Agricultural(農業の) Practice(実践)の頭文字

2 生産者等に対する指導等の実施

農業者、畜産農家、漁業者等に対し、農薬や動物用医薬品を適正に使用するよう指導を行うとともに、必要な検査を行い、農林水産物の安全性確保に係る対策を推進します。

取組内容

- (1) 「神奈川県農薬安全使用指導指針」に基づき、農業者に対して農薬の適正使用について指導するとともに、農薬販売業者に対して適正販売指導のための立入検査を実施します。
- (2) 畜産農家に対し、家畜の伝染性疾病等の検査を実施し、飼養衛生管理基準に係る指導を実施します。
また、畜産農家に対して飼料等の適正使用について指導するとともに、動物用医薬品等販売業者に対して適正流通確保のための立入検査を実施します。
- (3) 魚類養殖業者等に対して水産用医薬品の適正使用に係る指導を実施します。

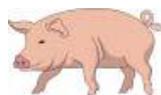


家畜の飼養衛生管理基準

家畜の飼養段階における衛生管理を徹底し、家畜の伝染病の発生を予防するため、農林水産大臣は家畜伝染病予防法第12条の3に基づき、特定の家畜（牛、豚及び鶏）について、その所有者が守るべき衛生管理の基準を定めました。

(家畜の飼養衛生管理基準 一部抜粋)

- ・ 畜舎及び器具の清掃又は消毒を定期的に行うとともに、家畜及び作業衣、作業靴等を清潔に保つこと。
- ・ 畜舎に出入りする場合には、手指、作業衣、作業靴等について、家畜の伝染性疾病の病原体がひろがるのを防止するために必要な消毒その他の措置をとること。
- ・ 家畜の異常をできるだけ早期に発見することができるよう、家畜の健康管理に努め、異常が認められた場合その他必要な場合には、獣医師の診療を受け、又は指導を求めること。



3 遺伝子組換え作物との交雑の防止等

遺伝子組換え作物が栽培され、周辺の一般作物と交雑等を生じた場合、周辺の農業者にはそのことが分からず、適正な食品表示ができないことから、県民の皆さんの県内産農産物に対する信頼が損なわれるおそれがあります。

このため、「神奈川県遺伝子組換え作物交雑等防止条例」に基づき、遺伝子組換え作物と一般作物との交雑や混入に係る防止対策を図ります。

取組内容

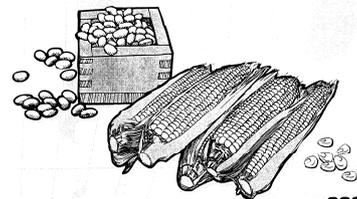
- (1) 開放系栽培の計画の届出や、管理責任者の設置、交雑等防止基準に基づく交雑等防止措置等を通じて、遺伝子組換え作物と一般作物との交雑や混入の防止を推進します。
- (2) 必要に応じて届出栽培者等に対し交雑等防止措置の実施状況等の報告を求めるとともに、圃場等への立ち入り検査を実施します。また、交雑等のおそれがあると認めるときは一般作物の検査を実施します。
- (3) 一般作物の検査等の結果、交雑等の事実があると認めるときは、速やかに、一般作物を栽培する農業者等に対し、情報の提供、助言、指導等を行います。



表示義務のある遺伝子組換え食品は・・・？

現在遺伝子組換え表示の対象となるものは、我が国で既に食品として安全性が審査された7品目の農産物（大豆（枝豆及び大豆もやしを含む）、とうもろこし、ばれいしょ、菜種、綿実、アルファルファ、てん菜）と、その加工食品32品目です。

遺伝子組換え農作物と非遺伝子組換え農作物を、生産・流通及び加工の段階で混入が起らないようにし、そのことが書類などにより証明されている（^{アイビー}IPハンドリングという）農産物及びこれを原料とする加工食品は、「遺伝子組換え」又は「遺伝子組換えでない」（任意表示）と表示され、証明されていない農産物及びこれを原料とする加工食品は、「遺伝子組換え不分別」と表示されています。



平成23年1月の「神奈川県遺伝子組換え作物交雑等防止条例」（平成22年3月制定）の施行に伴い、記載内容を一部変更しました。

製造・輸入・調理・販売段階

4 食品業者等における自主管理の促進

食の安全・安心の確保を推進するためには、何より食品業者等の自主管理が欠かせないことから、製造・輸入・調理・販売の各段階において、食品業者等の自主的な取組みを促進します。

取組内容

- (1) 食品業者等における食の安全・安心の確保に向けた取組みを促進するため、食品営業施設等の内外の清潔保持、食品の衛生的取扱い等の基準の遵守、自主検査の実施、製造販売等に関する記録や、原材料の情報の記録の作成及び保存等に係る助言を行います。
- (2) 食品営業施設の食品衛生責任者、業者等に対する講習会や、食品関係団体の自主管理促進活動の支援などを通じて、衛生意識や、法令遵守の重要性に対する意識の向上を図ります。
- (3) 食品業者等に対し、食品の製造等工程における HACCP の考え方に基づく衛生管理手法を普及するとともに、その導入を目指す施設への技術的支援を行い、食品の安全性の確保を推進します。
- (4) 学校給食施設における食中毒等の未然防止策を図るため、巡回による助言や、研修等による情報提供を実施し、自主的な衛生管理の徹底を図ります。
- (5) 食品の流通・販売業者に対し、食の安全・安心の確保に関する情報を提供し意識の啓発を図るとともに、食に関わる重大な健康被害の発生等の緊急時には迅速に情報を提供します。



ハサップ HACCP(危害分析重要管理点)とは？

HACCP(Hazard Analysis and Critical Control Point)は、食品の安全性について危害を予測し、危害を管理することができる工程を重要管理点として特定し、重点的に管理することにより、工程全般を通じて危害の発生を防止し、製品の安全確保を図るという食品の衛生管理の方法です。

食品衛生法では、HACCP による総合的な衛生管理を実施している施設が厚生労働大臣の審査を受け、承認を受けることができる「総合衛生管理製造過程承認制度」を規定しており、現在、承認の対象食品は乳、乳製品、清涼飲料水、食肉製品、魚肉練り製品、容器包装詰加圧加熱殺菌食品(レトルト食品等)の6食品群です。

5 食品営業者等に対する監視指導等の実施

食品等の安全性を確保するため、製造・輸入・調理・販売の各段階でこれに関わる食品営業者等に対して監視指導を行うとともに、必要な検査を行います。

取組内容

- (1) 飲食による事故の発生を防止するため、「神奈川県食品衛生監視指導計画」に基づき重点監視指導項目を定め、計画的に食品営業施設等の監視指導を実施し、衛生管理の状況を確認します。
- (2) 動物由来の細菌によって汚染された食肉や食鳥肉を原因とする食中毒を防止するため、と畜場、食鳥処理場及び食肉販売店の監視指導を実施し、衛生管理の状況を確認します。
- (3) と畜場に搬入された全ての家畜について、と畜場法に基づく検査を実施するとともに、食肉中に残留する動物用医薬品等の検査を実施し安全性を確認します。また、と畜場に搬入された牛の BSE 検査を実施するとともに、特定部位の確実な除去及び焼却について監視指導を実施します。
- (4) 流通食品等の安全性が確保されていることや、販売までの各段階で食品等が適切に管理されていることを、抜き取り検査等によって確認します。
- (5) 輸入食品については、厚生労働省検疫所の輸入時の検査に加えて、県内に流通する輸入食品の抜き取り検査を行うとともに、条例に基づく届出を行った食品等輸入事業者に対して指導や情報提供を行い、さらなる安全性の確保に取り組みます。
- (6) 食品営業者から自主回収の報告があったときや、県民の皆さんから食品等の苦情相談があったときは、必要に応じて営業施設の調査等を行い、再発防止に係る改善指導を実施します。



と畜場法に基づく検査とは？

食用に供する牛、馬、豚、めん羊、山羊(やぎ)は、と畜場において、病気の有無等の検査を受けなければなりません。この検査は、獣医師であると畜検査員が1頭ごとに行います。

と畜場に搬入された家畜は、まず生きた状態での検査(生体検査)を受け、病気にかかっているなど、食用に供することができないと認められた場合は「とさつ禁止」処分となります。

次に、生体検査に合格した家畜は、とさつ・解体され、解体後検査を受けます。と畜場法に定められた病気などで食用に供することができないと認められた場合は、「全部廃棄」処分となります。また、病気などが一部の内臓や肉などに限られている場合は「一部廃棄」処分となり、その部分が廃棄されます。

6 適正な食品表示の推進

食品の表示は、県民の皆さんが食品を選択する上で大切な情報源であり、品質に関する表示や、アレルギー表示のような健康被害に関わる表示など、様々な表示が各法令によって規制されています。

各法令を所管する関係部局が連携を図りながら、食品関連事業者に対する監視指導や啓発を図り、食品表示制度の適切な運用の確保を推進します。

取組内容

- (1) 食品関連事業者自らが、責任と自覚をもって適正な食品表示を行うよう、関係機関と連携して、講習会等を通じて啓発を図ります。
- (2) 食品衛生法、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）、不当景品類及び不当表示防止法、健康増進法、薬事法に基づき、必要な指導や調査を行います。食品表示の違反が発見された場合は、関係機関と連携し、すみやかに対応します。
- (3) JAS法に基づく食品表示の適正化をより一層促進するため、「神奈川県食品表示ウォッチャー」を毎年度、県民の皆さんから募集し、食品の表示状況をモニタリングします。



食品表示ウォッチャーの活動とは？

神奈川県食品表示ウォッチャーは、JAS法（農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律）に基づく食品表示の適正化を図るため、日常の買い物を通じ、一般消費者の視点から、主に生鮮食品の名称及び原産地の表示がなされているか等の表示状況をモニタリングし、年4回県に報告します。また、不適正な表示を発見した場合には、随時報告します。

報告のあった情報に基づき、表示率が悪い店舗及び不適正な食品表示のあった店舗について、県が確認を行い、指導等を実施します。なお、他の法令等に関する報告の場合には、所管する部署へ情報提供します。

リスクコミュニケーションの推進

食の安全・安心の確保は、県が施策を実施していただくだけでは達成できず、県、県民及び食品関連事業者の皆さんがお互いの理解を深め、協力して取り組むことが重要であることから、情報の共有化を図るとともに、これらの関係者間での意見や情報を相互に交換する、リスクコミュニケーションを推進します。

7 情報の共有化の推進

取組内容

- (1) 県民の皆さんの知識や理解を深めるための「かながわ食の安全・安心基礎講座」や出前講座等を実施し、情報の共有化を図るほか、ホームページへの掲載や情報誌の発行等を通じて、県民の皆さんの疑問に対応した様々な情報発信を行います。
- (2) 食品等の自主回収の情報について、食品関連事業者による情報提供を促進するとともに、県が報告を受けた自主回収の情報を県民の皆さんに迅速に分かりやすく提供し、情報の共有化を図ります。
- (3) 「かながわ食の安全・安心モニター」や食品関連事業者の協力を得ながら、より多くの県民の皆さんとの情報の共有化を推進します。
- (4) 食品関連事業者自らが行う食の安全・安心の確保に向けた取組みや、生産・製造等の現場の情報が、積極的に県民の皆さんに提供されるよう促進し、情報の共有化を図ります。
- (5) 食育の推進に関する施策と連携して、様々な場面で、県民の皆さんに食品の安全性に関する知識の普及を図り、情報の共有化を推進します。
- (6) 「かながわ食の安全・安心相談ダイヤル」や消費生活相談窓口に寄せられた県民の皆さんの疑問や相談に適切に対応し、情報の共有化を図り、その後の取組みに生かしていきます。
- (7) 食中毒が発生しやすい時期には「食中毒警報」や「ノロウイルス警戒情報」を発令し、県民及び食品関連事業者の皆さんに食中毒の予防を呼びかけます。また、食品による重大な健康被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急時には、被害の拡大防止のため、迅速に情報を発信し、注意喚起を行います。



食の安全・安心基礎講座

食の安全・安心に関する知識と理解を深めたいと考えている県民の皆さんの要望にお応えするため、食の安全・安心に関する基礎的な情報を提供し、共有化を図るための講座を開催しています。



8 関係者による意見交換の促進

取組内容

- (1) 県民の皆さんや食品関連事業者の皆さんとの相互理解を図り、意見を県の施策に反映するため、関係機関や関係団体と連携して「かながわ食の安全・安心キャラバン」を県内各地で開催し、県民の皆さんの関心が高いテーマについて、意見交換を行います。
- (2) 「かながわ食の安全・安心モニター」制度により、モニターからの意見や情報をいただき、県の施策の参考とします。
- (3) 県民の皆さんの意見を県の施策に反映するため、意見提案制度の普及を図ります。



リスクコミュニケーションとは？

どのような食品にも食べ方や量によっては多少のリスクがあることを前提に、食の安全・安心の確保を図る過程において、食に関わる関係者（消費者、食品関連事業者、行政）間で相互理解を図るため、情報を共有し、意見を交換することをいいます。



かながわ食の安全・安心キャラバン

食の安全・安心に関して県民の皆さんの関心の高いテーマについて疑問にお答えするとともに、意見交換を行い、相互理解を図ります。



かながわ食の安全・安心相談ダイヤル

食の安全・安心に関して、わからないことや心配だと思っていることはありませんか？「かながわ食の安全・安心相談ダイヤル」は、食の安全・安心に関する相談を受け付ける専用電話です。

045 - 210 - 4685 (専用ダイヤル)

受付時間 8時30分～11時30分

13時00分～16時30分

(土日、祝日、年末年始の閉庁日を除く)



重点的取組み

次の取組みについては、今後3年間で重点的に事業を展開します。

1 輸入食品の安全性確保を推進する取組み

条例に基づく食品等輸入事務所等の届出制度を実効性のあるものとして運用するため、食品等輸入事業者に対して、制度の趣旨や内容について周知を図ります。

本制度により把握した食品等輸入事業者に対して、指導や情報提供を充実し、輸入食品による事故等の未然防止に努めます。

県内に流通する輸入食品の抜き取り検査を行い、残留農薬、カビ毒、食品添加物、細菌検査等の試験検査を実施し、安全性を確保します。

食品等輸入事業者の衛生講習会を開催し、衛生意識のさらなる向上を図り、事業者の自主的な安全性確保に向けた取組みを促進します。

国の検疫所、県内の保健所を設置する市（横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市及び藤沢市（以下「保健所設置市」という。））及び県で構成する「輸入食品衛生連絡会」を開催し、輸入食品の安全性に関する情報・意見交換を行います。

取組目標

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
食品等輸入事務所等の届出制度の運用	輸入食品関係団体を通じた周知、運用	周知、運用	周知、運用
食品等輸入事務所等の監視指導	1回以上/施設	1回以上/施設	1回以上/施設
食品等輸入事業者への緊急時の情報提供	緊急連絡体制の整備、運用	運用	運用
食品等輸入事業者への衛生講習会の開催	1回	1回	1回
輸入食品衛生連絡会の開催	1回	1回	1回

2 食品等の自主回収情報の提供を推進する取組み

条例に基づく食品等の自主回収の報告制度の適切な運用を図り、食品関連事業者及び県民の皆さんの理解を深めるため、制度の趣旨や内容について周知を図ります。

本制度により報告を受けた自主回収情報を迅速に公表し、県民の皆さんの健康被害の発生の未然防止に努めます。

自主回収情報について、食品関連事業者による県民の皆さんへの積極的な提供を指導するとともに、適切かつすみやかな回収を指導します。

本制度により報告のあった食品関連事業者に対し、必要に応じて施設の調査等を行い、再発防止に係る改善指導を実施します。

取組目標

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
食品等の自主回収の報告制度の運用	講習会等を通じた事業者への周知、運用	周知、運用	周知、運用
食品等の自主回収の報告制度の県民に対する周知	広報媒体等を通じた周知	周知	周知



自主回収の報告制度とは？

神奈川県では、食の安全・安心の確保推進条例第15条で「食品等の自主回収の報告」の制度を定めており、特定事業者が、食品等の自主回収に着手したとき及び終了したときに、知事へ報告することを義務づけました。

知事は報告された内容を速やかにホームページ等で公表することによって、食品等の回収が進み、自主回収されている食品等による県民の皆さんの健康被害の発生を防ぎます。

食品等の製造・加工者、輸入者、生産者、プライベートブランド商品などの販売者

3 情報の共有化と意見交換を推進する取組み

食品関連事業者や県民の皆さんと協力して、情報の共有化を推進します。特に、食品の生産・製造現場の見学などを通じて、県民の皆さんに事業者の衛生管理などの取組みを理解していただく「かながわ食の安全・安心基礎講座」の充実を図るほか、「かながわ食の安全・安心モニター」制度を活用し、モニターを通じた情報提供を行います。

関係団体と協力して、意見交換を推進します。県民の皆さんの関心が高いテーマについて県内各地で意見交換を行う「かながわ食の安全・安心キャラバン」を関係団体と協力して開催し、県民の皆さんとの情報共有や相互理解を図ります。

県内市町村と連携し、食の安全・安心の確保に関する情報について、地域住民や食品関連事業者の方々へ効率的な情報提供を行い、共有化を図ります。

取組目標

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
かながわ食の安全・安心基礎講座の開催	10回	10回	10回
かながわ食の安全・安心キャラバンの開催	2回	2回	3回
食品関連事業者の生産・製造現場公開情報の県民への提供	公開情報の収集、実施	拡充	拡充
食品衛生情報誌の発行	20,000部	20,000部	20,000部
消費生活情報誌への食の安全・安心に関する情報掲載	2回	2回	2回
食育のための食品安全リーフレットの発行	県内の全小学校を対象に配布	県内の全小学校を対象に配布	県内の全小学校を対象に配布

施策の推進体制

1 庁内の連携体制

県は、副知事を座長とし、庁内関係部局で構成する推進会議において、全庁的に取組みを進めます。



2 関係機関等との連携

(1) 施策の推進のための連携強化

食の安全・安心の確保については、国、県、保健所設置市がそれぞれの役割を担っています。

国は、食品の安全性や表示などに関する各種法令や基準等の制定、検疫所における輸入食品の安全性の確認、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）に基づく食品表示の指導等を行っているほか、リスクコミュニケーションを推進しています。

一方、県は、各種法令や各種条例に基づき、国との適切な役割分担のもとに、他の自治体や保健所設置市と連携し、食の安全・安心の確保を推進しています。

保健所設置市は、食品衛生法等に係る事務を行うほか、食品衛生法と密接に関わる、条例に規定した「食品等の自主回収の報告」と「食品等輸入事務所等の届出」の2つの制度に係る事務についても、効果的・効率的な運用を図るため、それぞれの市で行います。

ア 保健所設置市との連携

条例に規定する内容は県内全域にその効力が及ぶことから、条例に基づく施策の運用においては、各市との会議等を通じて情報交換を密にしながら、共通認識のもとに連携した取組みを進めます。

イ その他の県内市町村との連携

保健所設置市以外の県内市町村にご協力をいただきながら、県民の皆さんに身近な県内市町村の窓口を通じて、地域住民や食品関連事業者の方々

へ、食の安全・安心の確保に関する情報提供を行い、情報の共有化を図ります。

ウ 国及び全国の自治体との連携

食の安全・安心の確保のためには、国や全国自治体との連携が不可欠であることから、会議等を通じて積極的に情報及び意見の交換等を行い、食品の安全性確保やリスクコミュニケーションの推進について、連携した取組みを進めます。

また、国に対しては、さらなる食の安全・安心の確保に向けて、提案・要望をします。

エ 関係団体との連携

指針に基づく施策の推進に当たっては、食品関連事業者や消費者の団体との協力が不可欠であることから、積極的に情報及び意見の交換を図り、連携した取組みを進めます。

(2) 緊急時の対応

食品による重大な健康被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急時には、推進会議が中心となって上記関係機関等と協力するほか、必要に応じて警察、消防・医療機関、報道機関と連携・協力し、迅速かつ的確に対応し健康被害の発生又は拡大の防止を図ります。

畜産物の安全性の確保を阻害する、又はそのおそれがあるような家畜の伝染病の発生等に対して、対応マニュアル等に基づき迅速、適切に対応します。

食中毒の発生又はその疑いがあるときは、神奈川県食中毒対策要綱・食中毒処理要領等に基づき、原因究明を迅速に行い、被害の拡大防止及び再発防止に向けて対策を講じます。原因が食中毒の疑いとも判別できない段階においても、飲食物摂取による健康被害が発生した場合は、神奈川県保健福祉部健康危機管理指針に基づき迅速、適切に対応します。

いわゆる健康食品による健康被害が発生した場合は、厚生労働省が策定した健康食品・無承認無許可医薬品健康被害防止対応要領に基づき迅速、適切に対応するとともに、関係部局が密接に連携を図り、対策を講じます。

3 神奈川県食の安全・安心審議会の役割

県民、食品関連事業者及び学識経験者で構成する神奈川県食の安全・安心審議会は、同審議会規則により「食の安全・安心の確保に関する重要事項につき知事の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議する」と規定されています。

そこで、県は、指針に示す施策の方向について、社会情勢や県民ニーズに適応しているか同審議会に意見を聴きながら、必要に応じて見直しを行います。

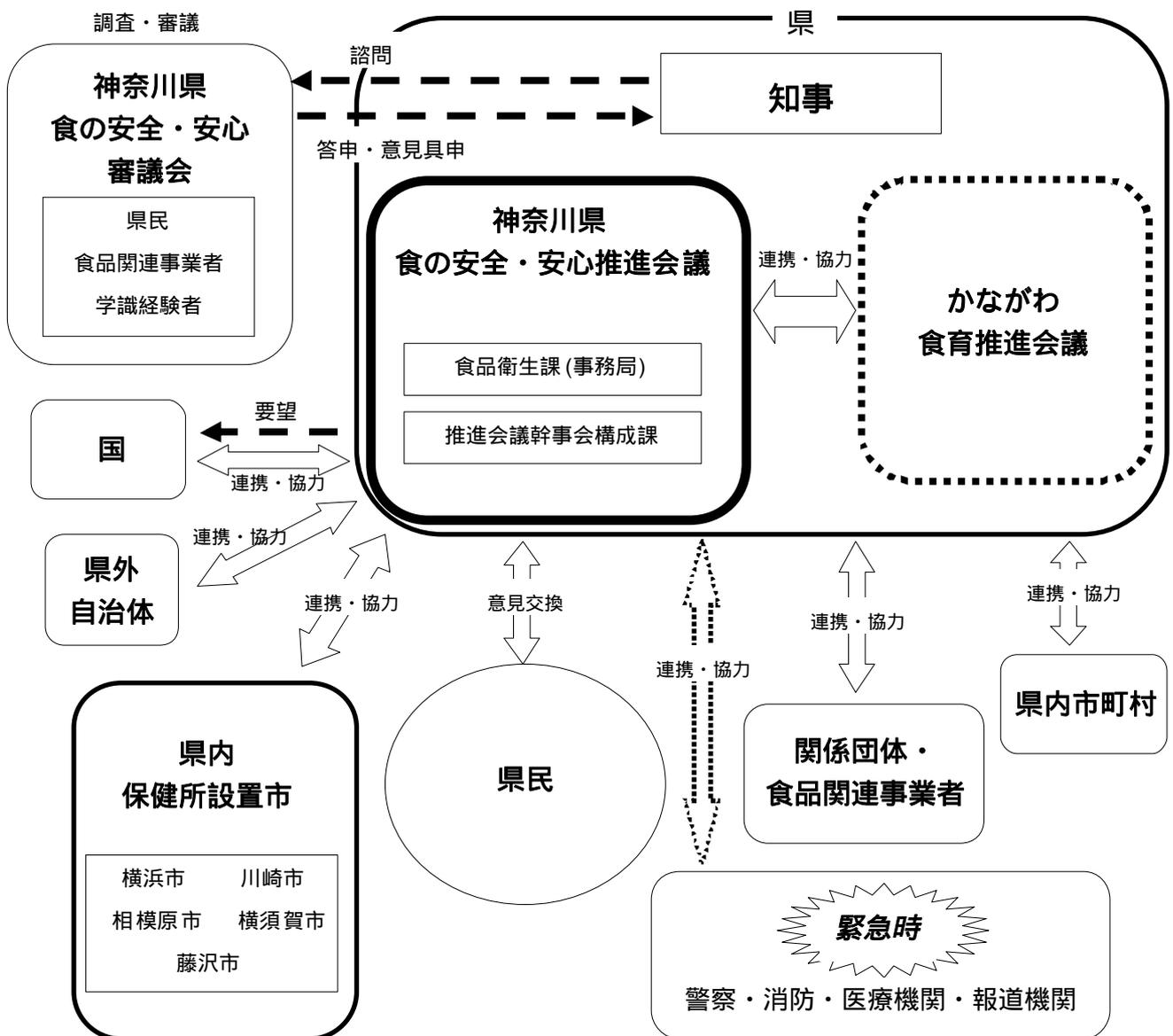
4 県民意見の反映

「かながわ食の安全・安心モニター」制度や意見提案制度により、県民の皆さんからいただいたご意見を参考に、県の施策を推進します。

5 他の計画との関係

「食育」の推進については、食育基本法に基づき平成 20 年 3 月に県が策定した「食みらい かながわプラン」(神奈川県食育推進計画)に沿って取り組んでいきます。食品の安全性に関する情報提供など、食の安全・安心の確保と食育の推進に共通する施策について、推進会議は、食育に関する庁内推進体制である「かながわ食育推進会議」と連携して取り組んでいきます。

【 施策の推進体制図 】



かながわ食の安全・安心の確保の推進に関する指針 用 語 集

用 語

解 説

アレルギー表示

食物の摂取により生体に障害を起こす反応のうち、食物抗原に対する免疫学的反応によるものを食物アレルギーといいます。近年、アレルギー物質を含む食品に起因する健康被害が多く見られ、こうした危害を未然に防ぐため、アレルギー物質を含む食品の原材料表示が義務付けられました。

食品衛生法では、小麦、そば、卵、乳、落花生、えび、かきの7品目が「特定原材料」として表示が義務付けられ、あわび、いか、いくら、オレンジ、キウイフルーツ、牛肉、くるみ、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、まつたけ、もも、やまいも、りんご及びゼラチンの18品目が「特定原材料に準ずるもの」として表示をするように奨励されています。

家畜の伝染性疾病

家畜伝染病予防法で定められた家畜の疾病で、牛の結核病、鶏の高病原性鳥インフルエンザなどがあります。

(牛)結核病：細菌による牛等の病気で、咳と栄養状態の悪化を示し、人畜共通の感染症でもあります。

ヨーネ病：細菌による牛等の病気で、慢性の頑固な下痢と消瘦（栄養状態が悪く痩せた状態）を示します。

ブルセラ病：細菌による牛等の病気で、流産、不妊症、精巣炎を示し、人畜共通の感染症でもあります。

流行性脳炎：日本脳炎ウイルスなどによる豚、馬等の病気で、蚊が媒介し、流産、精巣炎、神経症状を示し、人畜共通の感染症でもあります。なお、ウエストナイルウイルス感染症もこれに含まれます。

高病原性鳥インフルエンザ：鳥のインフルエンザのうち、急死等の重篤な症状を示すものをいいます。国外では鳥から人への感染も報告されています。なお、鶏卵、鶏肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的にも報告されていません。

かながわ食の安全・安心モニター制度

県民の皆様から直接意見や情報をいただき、食の安全・安心の確保に関する施策の参考とするため、平成17年度から実施している制度です。モニターは、毎年度、ホームページ等で募集しています。主な活動内容は、アンケートへの回答やご意見を提出していただくことや、県から提供する情報を知人等に伝達していただくことです。

食育

生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもの、及び様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることをいいます。

県では食育基本法に基づき、本県の食育推進の方向性、目標を定めるとともに、県が取り組むべき施策を明らかにした「食みらい かながわプラン」(神奈川県食育推進計画)を策定し、総合的に食育を推進していきます。(計画期間は平成20年～24年度)

食鳥処理場 食鳥肉	<p>食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づく許可を受けて、家きん（鶏、あひる、七面鳥など）を食用に処理する施設をいいます。</p> <p>食鳥処理場には、生きた家きんを処理し（とたい 羽毛の除去 内臓の摘出等）食鳥肉にする「生鳥処理場」と、羽毛を除去した食鳥とたいから内臓の摘出等の処理を行う「食鳥とたい処理場」があります。</p>
食の安全・安心の確保	<p>食品の安全性の確保並びに当該確保によってもたらされる県民の食品及び食品関連事業者に対する信頼の向上をいいます。（神奈川県食の安全・安心の確保推進条例第2条第1号）</p>
食品営業者	<p>この指針では、食品若しくは添加物を製造、輸入、加工、調理、貯蔵、運搬又は販売するもの及び器具若しくは容器包装を製造、輸入又は販売するものであって、県内に事務所又は事業所を有するものをいいます。</p>
食品営業者等	<p>この指針では、食品若しくは添加物を製造、輸入、加工、調理、貯蔵、運搬又は販売するもの、器具若しくは容器包装を製造、輸入又は販売するもの、学校、病院その他の施設において継続的に不特定・多数の者に食品を供与するもの、と畜業者及び食鳥処理業者であって、県内に事務所又は事業所を有するものをいいます。</p>
食品関連事業者	<p>食品安全基本法第8条第1項に規定する事業者（肥料、農薬、飼料、飼料添加物、動物用の医薬品その他食品の安全性に影響を及ぼすおそれがある農林漁業の生産資材、食品（その原料又は材料として使用される農林水産物を含む。）若しくは添加物又は器具若しくは容器包装の生産、輸入又は販売その他の事業活動を行う事業者）であって、県内に事務所又は事業所を有するものをいいます。（神奈川県食の安全・安心の確保推進条例第2条第4号）</p>
食品等	<p>食品（その原料又は材料として使用される農林水産物を含む。）及び添加物並びに器具及び容器包装をいいます。（神奈川県食の安全・安心の確保推進条例第2条第3号）</p>
食品等輸入事務所等の届出制度	<p>食品等を輸入する食品関連事業者（食品安全基本法第8条第1項に規定する食品関連事業者であって、県内に事務所又は事業所を有するもの）が、輸入に係る関税法第67条の規定による輸入の申告又は同法第73条第1項の規定による承認の申請に係る業務を行う県内の事務所又は事業所を「食品等輸入事務所等」といい、これを知事に届け出ることを義務づけた制度をいいます。（神奈川県食の安全・安心の確保推進条例第16条第1項）</p>
水産用医薬品	<p>動物用医薬品のうち食用に養殖されている水産動物に使用されることが目的とされているものをいいます。</p> <p>「動物用医薬品」の項参照</p>
生産者等	<p>この指針では、農林水産物の生産活動を行うもの及び肥料、農薬、飼料、飼料添加物、動物用の医薬品その他食品の安全性に影響を及ぼすおそれがある農林漁業の生産資材に係る事業活動を行うものであって、県内に事務所又は事業所を有するものをいいます。</p>
動物用医薬品	<p>牛、豚、鶏などの畜産動物や養殖魚に対して、飼育段階で病気の治療や予防のために使用される抗生物質、合成抗菌剤、寄生虫駆除剤などをいいます。</p>

特定部位	<p>「牛海綿状脳症対策特別措置法」の規定により、焼却が義務付けられている牛の部位のことであり、牛の頭部（舌及びほほ肉を除く）、せき髄及び回腸（盲腸との接続部分から2メートルまでの部分）をいいます。</p> <p>「BSE」の項参照</p>
と畜場	<p>と畜場法に基づき知事の許可を受けて、食用に供する目的で牛、馬、豚等をとさつし、又は解体する施設をいいます。</p>
農薬	<p>農作物を害する菌、線虫、ダニ、昆虫、ねずみその他の動植物または、ウイルスの防除に用いられる殺菌剤、殺虫剤、除草剤、殺そ剤及び農作物の生理機能の増進又は抑制に用いられる植物成長促進剤、発芽抑制剤及び展着剤をいいます。防除のために用いられる天敵も農薬と見なします。</p>
BSE（牛海綿状脳症）	<p>TSE（伝達性海綿状脳症：Transmissible Spongiform Encephalopathy）という、未だ十分に解明されていない伝達因子(病気を伝えるもの)と関係する病気のひとつで、牛の場合にはBSEと呼ばれます。BSEに感染した牛では、異常化したプリオンが、主に脳に蓄積することによって、脳の組織がスポンジ状になり、異常行動、運動失調などの中枢神経症状を呈し、死に至ると考えられています。潜伏期間は平均5年、ほとんどの場合が3年から7年と推測されており、現在のところ、生体診断法や治療法はありません。牛から牛にBSEがまん延したのは、BSEに感染した牛を原料とした肉骨粉を飼料として使ったことが原因と考えられています。昭和61年にイギリスで発見され、他国にも広がりを見せ、日本でも平成13年9月に初めて確認されました。</p>
BSE（スクリーニング）検査	<p>BSEの一次試験のことでエライザ法という検査法で行います。エライザ法は、牛の脳組織から採取した試料を物理的・化学的に処理した後、BSEプリオンと抗体との反応、酵素による発色反応を用いてBSEプリオンの有無を判断します。</p> <p>BSEスクリーニング検査で陽性になった場合は、国立感染症研究所などで、さらに高度な確認検査が行なわれ、牛海綿状脳症でないと判断されるまでは、その牛の肉などは流通しません。</p>